

姫路市保育士等住居借り上げ支援事業の概要

この事業は、市内の私立保育所・認定こども園（以下「私立保育所等」という。）の設置者が借り上げた宿舎に、雇用する保育士及び保育教諭等（以下「保育士等」という。）を居住させる費用を支援することで、私立保育所等への就職を広く促し、待機児童の解消、保育の提供に関わる人材の確保や職場定着及び離職防止を図ることを目的としています。

1 対象

次のすべてを満たしている場合に、住居の借り上げ費用を負担している私立保育所等の設置者に対し、費用の一部を助成します。

補助対象者

- (1) 私立保育所等の設置者であること。
- (2) 雇用している保育士等を入居させるための住居を借り上げ、その費用を負担していること。
- (3) 上記の住居に、雇用している保育士等を入居させていること。

対象となる保育士

- (1) 平成 31 年 1 月 1 日以降に上記の設置者に直接採用され、採用から 5 年を超えない方であること。
- (2) 保育士または認定こども園に勤務する保育教諭であり、保育に専従していること。
- (3) 雇用契約において、労働時間が「1 日 6 時間以上かつ 1 か月 20 日以上」と定められている、またはそれに相当すると認められること。
- (4) 借り上げ対象住居への転居が次のいずれかに該当していること。
 - ・就職のため姫路市外から対象の住居に転居していること。
 - * 専ら保育士養成施設に入所（在学）するため市外から転入した者が、当該施設卒業後 1 年以内に、補助対象者である設置者に採用され、かつ、対象の住居に転居している場合を含む。）
 - ・「市内の前居住地からの通勤時間がおおむね片道 1 時間を超える」など通勤困難と認められる者が対象の住居に転居していること。* 1
- (5) 対象の住居に居住し、住民票をおいていること。
- (6) 住宅手当等の支給を受けていないこと。（同居人についても同様）
- (7) 現採用前 1 年以内に市内の他の保育施設で、保育士等として勤務していないこと。
- (8) 設置者、設置者の利害関係者でないこと。

* 1 通勤困難者として交付申請する予定がある場合は、通勤困難者に該当するかを確認させていただきますので、**必ず事前に幼保連携政策課へ協議をおこなってください。**

【参考】通勤困難者とみなされる基準

通勤時間が片道 1 時間以上かつ通勤距離が片道 25 キロ以上（いずれも満たす場合）

対象となる住居

- (1) 雇用する保育士等を居住させるために借り上げた住居（平成 25 年 3 月 31 日以前に借り上げた住居を除く）であること。
- (2) 上記の保育士等が入居していること。
- (3) 市内に所在する住居であること。
- (4) 補助対象者及び補助対象者の役員、職員、利害関係者（法人、個人）の所有する住居でないこと。

2 補助金額

補助対象である設置者が負担している費用の一部を助成します。

算定基準額

対象住居一戸ごとの月額合計を算出します。（上限月額 82,000 円）

- (1) 賃借料、共益費、管理料
- (2) 賃貸借契約時にかかる礼金
- (3) 契約更新時にかかる更新料

＊(2)(3)については、契約期間の月数で除した額を各月分に計上

＊入居者から経費の一部を徴収する場合や、対象となる住居に対して何らかの補填がある場合は、経費の合計から控除

補助金の算出

算定基準額の 4 分の 3（上限月額 61,000 円・1,000 円未満は切り捨て）

＊負担割合：国・市 3/4・設置者 1/4

支給期間

対象となる保育士等の採用日から 5 年以内（国の補助事業が存続している場合に限る）

3 申請手続き

補助金を受けようとする設置者は、当該年度ごとに市に補助金の申請をしてください。

提出書類

【 初年度申請の場合 】

- (1) 姫路市保育士等住居借り上げ支援事業補助金申請書（初年度申請用）（様式第 1 号）
- (2) 姫路市保育士等住居借り上げ支援事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 補助対象保育士負担額等確認書（様式第 3 号）
- (4) 雇用証明書（様式第 4 号）
- (5) 経歴書（様式第 5 号）

※過去 1 年以内に職歴（保育業務以外の場合も含む）がある場合は、在職証明書（前勤務先が証明するもの）を必ず添付してください。

- (6) 個人情報第三者提供に関する同意書（様式第 6 号）

- (7) 事業実施者が締結した賃貸借契約書の写し
- (8) 保育士証または幼稚園教諭免許状の写し（両方ある場合は双方）
- (9) （同居人がいる場合のみ）同居人の直近の給与明細書等
- (10) 保育士養成施設の入所（在学）期間を証する書類（当該施設に入所するため市外から転入した者が、卒業後1年以内に採用され、かつ、転居した場合は必要）
例) 在学期間証明書

【次年度以降申請の場合】（継続者）

- (1) 姫路市保育士等住居借り上げ支援事業補助金申請書（次年度以降申請用）（様式第7号）
 - (2) 姫路市保育士等住居借り上げ支援事業計画書（様式第2号）
 - (3) 雇用証明書（様式第4号）
 - (4) 個人情報の第三者提供に関する同意書（様式第6号）
- ※補助対象保育士負担額等確認書（様式第3号）、賃貸契約書の写し、保育士証・幼稚園教諭免許状の写しについては、変更がある場合のみ提出してください。
- （注）その他、必要書類の提出を求めることがあります。

提出時期

- ・初年度 ▷ 要件に該当した日の月末まで（要件に該当した日が4月1日～30日の場合は、6月末日まで）
 - ・次年度以降 ▷ 各年度の6月末日まで
- * 提出時期を過ぎて提出された場合、補助対象期間は申請書等を提出した日の属する月の初日から開始

提出先

姫路市幼保連携政策課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 TEL 079-221-2738 FAX 079-221-2988

4 交付決定

提出された申請書の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し通知します。

- * 申請の内容に変更または中止が生じた場合は、速やかに報告してください（変更・中止の承認申請が必要）。

5 実績報告

補助金の交付決定を受けた年度末ごと、または事業の終了後すみやかに実績報告をしてください。

提出書類

- (1) 姫路市保育士等住居借り上げ支援事業実績報告書（様式第11号）
 - (2) 姫路市保育士等住居借り上げ支援事業実績内訳書（様式第12号）
 - (3) 補助対象保育士及び同居人の給与明細書または給与台帳の写し
 - (4) 補助対象経費の領収書または振込明細書
- * (3)(4)については、当該年度内すべてのもの

* (3)について、同居人がいる場合は同居人の給与明細書等も必要となります。

* その他、必要書類の提出を求めることがあります。

提出時期

事業完了日または終了日の属する年度の翌年度4月中の指定する期日まで

(提出時期及び締切りについては申請のあった施設宛てに別途ご案内します。)

6 補助金の請求、支払い

実績報告の内容を審査し補助金額が確定した後に請求書をご提出いただきます。

提出書類

(1) 姫路市保育士等住居借り上げ支援事業補助金請求書(様式第14号)

(2) 補助金交付可否決定通知書の写し

* 変更・中止承認を受けた場合または確定通知を受けた場合は、当該通知書の写し

提出時期

事業完了日または終了日の属する年度の翌年度4月中の指定する期日まで

補助金支払い

請求書提出後すみやかに「相手方登録申出書」の指定口座へ支払います。